

令和元年度〔第2四半期〕随意契約の結果（500万円以上の工事、物品、委託）

知事公室

（注）※1、※2の説明

表頭欄の「根拠法令」（※1）は、随意契約ができる場合について規定している地方自治法施行令第167条の2第1項の1号から9号のうち該当する号を記入し、2号の場合（性質又は目的が競争入札に適しないもの）については、「適用類型」（※2）に厳格な運用を図るために県が作成した7類型のうち該当するものを記入しています。

契約担当組織 の名称	事業名	契約内容	契約期間（履行期間） （物品購入契約は契約締結日）	契約の相手方	契約金額（円）	随意契約とした具体的理由等	根拠 法令 ※1	適用 類型 ※2
広報課	滋賀の戦略的県外PR 事業業務委託	滋賀の戦略的県外PR 事業業務	令和元年7月1日 ～ 令和2年3月31日	株式会社アド電通大 阪	22,298,425	事業者の有する各種メディアとのネットワークを活かし発信業務を行うものであり、価格だけでなく、最大の効果が得られる提案を採用するため競争入札に適しないことから、プロポーザル方式により契約の相手方を選定したため。	2	4